

令和元年8月2日

神戸市教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

組体操の実施見合わせに係る要請

標記につきまして、学校の設置者は、児童生徒の安全確保を図るため、学校において、事故等により児童生徒に生じる危険を防止することができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとされており（学校保健安全法第26条）、平成28年3月25日付けのスポーツ庁による組体操等による事故防止のための通知等を踏まえ、教育委員会においてもガイドラインを策定し、組体操の段数制限など事故防止の適切な措置に取り組んで頂いています。

しかしながら、全国的に依然として、練習時も含め骨折などの重大事故が多く発生しており、本市においてもこれまで同様の事故が発生してきました。このような事故は、児童生徒の命の危険や今後の心身の成長に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、組体操は学校体育活動や運動会の他の種目と比べ、児童生徒の身体的・心理的な負担や事故防止の措置に関する教職員の負担も大きいと認識しております。

つきましては、改めて児童生徒の安全を第一とした体育行事の実施、教職員の負担軽減などの観点を踏まえ、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には、実施を見合わせて頂くよう強く要請します。